

近年制定された他都府県条例

目次

栃木県	1 ページ
群馬県	5 ページ
千葉県	10 ページ
新潟県	15 ページ
石川県	20 ページ
福井県	24 ページ
岐阜県	28 ページ
山口県	33 ページ
徳島県	37 ページ
香川県	42 ページ
熊本県	46 ページ
東京都	50 ページ
高知県	54 ページ
青森県	59 ページ
長崎県	63 ページ
三重県	67 ページ
大阪府	72 ページ
和歌山県	76 ページ

● 条例条文

○ 栃木県犯罪被害者等支援条例

令和三年三月十一日

栃木県条例第三号

栃木県犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

栃木県犯罪被害者等支援条例

(目的)

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等を支える地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- 四 二次的被害 犯罪等による被害を受けた後に、人々の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- 五 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

(基本理念)

第三条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた犯罪等による被害又は二次的被害の特性及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村との連携等)

第五条 県は、市町村との連携を図りつつ、犯罪被害者等支援に関する施策を確実かつ効果的に実施するよう努めるとともに、市町村において、当該地域の実情に応じた犯罪被害者

等支援に関する施策が円滑に実施されるよう、情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する犯罪被害者等に対し、就労の支援その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第八条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うとともに、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第九条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 犯罪被害者等支援に関する基本的方向
- 二 犯罪被害者等支援に関する施策に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関し必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(相談及び情報の提供等)

第十条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、民間支援団体と連携し、犯罪被害者等が直面している各般の問題に関する相談に応ずるとともに、必要な情報の提供及び助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供等)

第十一条 県は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉

サービスが提供されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第十二条 県は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、病院等への付添い、家事又は育児に係る援助その他の日常生活の支援のために必要な措置を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十三条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十四条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な利用に供する住居の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十五条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者が理解を深めることができるよう、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(保護等の過程における配慮等)

第十六条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査等の過程において、犯罪被害者等が置かれている状況を踏まえ、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、専門的知識又は技能を有する職員配置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第十七条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民が理解を深めることができるよう、普及啓発、教育の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第十八条 県は、犯罪被害者等支援に携わる人材の育成を図るため、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第十九条 県は、市町村、民間支援団体等と連携し、犯罪被害者等支援の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 栃木県安全で安心なまちづくり推進条例（平成十七年栃木県条例第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
	（犯罪被害者等のための施策） 第二十二條 県は、犯罪被害者等（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第二条第二項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、及び再び平穏な生活を営むことができるようにするため、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な施策を講ずるものとする。 2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、国、市町村その他の関係機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。 （犯罪被害者等のための施策への協力） 第二十三條 県民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するように努めなければならない。

● 条例条文

○ 群馬県犯罪被害者等支援条例

県民の生命、身体及び財産の安全は、県民生活の全ての基礎であり、誰もが安心して暮らせる犯罪のない社会の実現は、全ての県民の願いである。

しかしながら、多くの方々が思いもよらず、ある日突然、犯罪等の被害者及びその家族又は遺族となっている。犯罪被害者等の苦しみは、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後の心身の不調や経済的な問題、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷などによる二次被害も平穏な生活を取り戻す障壁となっている。

また、被害者の属性や被害の態様によっては、自ら被害を訴えることが困難で、そのために支援の手が行き届いていない方々が存在している。

このような状況にある犯罪被害者等が、地域社会で再び安心して日常生活を営むことができるようにするためには、関係するものが相互に連携協力し、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かい支援を途切れなく提供するとともに、県民や事業者等の周囲の人々が犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、社会全体で支えていくことが必要である。

こうした認識のもと、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添う社会を目指して、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等の第 1 条支援に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者、市町村及び民間支援団体の責務及び役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減及び犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

二 犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

三 二次被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済

的な損失等の被害をいう。

四 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、地域社会で再び安心して日常生活を営むことができるようにするための取組をいう。

五 民間支援団体

犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項の団体をいう。）その他犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次被害が生ずることのないよう十分に配慮して行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものが相互に連携し、及び協力して行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものとの適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

3 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を実施するに当たり、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮し、これを防止するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等である従業員に対して必

要な支援を行うほか、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第7条 市町村は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その施策を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、住民に対して必要な支援を行うほか、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等支援を行うに当たっては、専門的知識及び経験を活用し、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(総合的支援体制の整備)

第9条 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係るものと相互に連携し、及び協力して犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

(犯罪被害者等支援に関する計画)

第10条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する基本的な計画（次項において「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 犯罪被害者等支援に関する基本方針
- 二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策
- 三 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

(財政上の措置)

第11条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章犯罪被害者等支援に関する基本的施策

(相談窓口の設置、情報の提供等)

第12条 県は、犯罪被害者等のための相談窓口を設置して、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第13条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復

できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 犯罪被害者等が 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者であるときは、前項の施策に協力する当該犯罪被害者等の養育、養護、教育、福祉等に関係する者は、当該犯罪被害者等が心身に受けた影響及び心身の状況を適切に理解し、その発達段階に応じた十分な配慮を行うよう努めるものとする。

3 前項の場合において、犯罪被害者等支援を行うものは、当該犯罪被害者等の養育、養護、教育、福祉等に関係する者と連携し、及び協力して支援を行うものとする。

(安全の確保)

第 14 条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適正な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第 15 条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等について居住の安定を図り、並びに更なる犯罪等による被害及び二次被害を受けることを防止するため、県営住宅（群馬県県営住宅管理条例（昭和 35 年群馬県条例第 32 号）第 2 条第 1 号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第 16 条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性に関する事業者に対する啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第 17 条 県は、犯罪等による被害又は二次被害に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(大規模事案における支援の実施)

第 18 条 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合において、当該事案による犯罪被害者等に対して直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村、民間支援団体その他関係機関と協力して、当該事案に対応するための支援の体制を整え、必要な支援を行うものとする。

(県内に住所を有しない者等に対する支援)

第 19 条 県は、県内に住所を有しない、又は居住していない者が県内で発生した犯罪等により被害を受けた場合には、民間支援団体その他関係機関と連携して、当該犯罪等による犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言そ

の他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 前項の施策は、当該犯罪被害者等が住所を有し、又は居住する都道府県及び当該都道府県に所在する民間支援団体と連携して講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

- 第20条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について県民の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育)

- 第21条 県は、学校において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について理解を深めるための教育が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(支援に従事する人材の育成)

- 第22条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、県及び市町村の職員、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものに対し、研修の実施その他の必要な措置を講じ、犯罪被害者等支援を担う人材の育成に努めるものとする。

(支援に従事する者に対する支援)

- 第23条 県は、支援に従事する者が犯罪被害者等支援を行うに当たって犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援に従事する者に対する相談、支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体の活動に対する支援)

- 第24条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

● 条例条文

○ 千葉県犯罪被害者等支援条例

(目的)

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民、事業者及び民間支援団体の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、並びに犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減並びに犯罪被害者等の生活再建の支援及び権利利益の保護を図り、もって、社会全体で犯罪被害者等を支え、県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- 四 再被害 犯罪等により被害を受けた者が、当該犯罪等をした者又はその関係者から、犯罪等により再び被害を受けることをいう。
- 五 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、偏見に基づく又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- 六 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第三条 犯罪被害者等支援は、誰もが犯罪被害者等になる可能性があることを踏まえ、相互扶助の精神に基づき、次の各号に掲げる事項についての共通の理解の下に、社会全体で一丸となって推進されなければならない。

- 一 犯罪被害者等支援は、全て犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に行われること。
- 二 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次的被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他の犯罪被害者等の事情に応じて適切に行われること。
- 三 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が、途切

れることなく継続して行われること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者（以下「関係機関等」という。）との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(支援推進計画)

第八条 県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「支援推進計画」という。）を定めるものとする。

2 支援推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 犯罪被害者等支援に関する基本方針

二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策

三 前各号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、支援推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民及び犯罪被害者等支援に関し識見を有する者の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、支援推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、支援推進計画の変更について準用する。

(総合的な支援体制の整備)

第九条 県は、関係機関等と連携し、及び相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための総合的な体制を整備するものとする。

2 前項の体制の整備に当たっては、次の各号に掲げる事項に特に留意するものとする。

一 基本理念にのっとり、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けること並びに犯罪被害者等が受けた被害が潜在化することを防止すること。

二 犯罪被害者等が、県又は関係機関等のいずれに支援を求めた場合であっても、必要な支援を途切れることなく受けることができるようにすること。

(市町村に対する支援)

第十条 県は、犯罪被害者等支援を推進する上で市町村が果たす役割の重要性を踏まえ、市町村が相談体制の充実その他の犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第十一条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(人材の育成)

第十二条 県は、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等が必要とする支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に従事する者（以下「支援従事者」という。）その他犯罪被害者等支援に関係する者に対し、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずることにより、人材の育成を行うものとする。

2 前項の人材の育成は、この条例の目的、基本理念及び犯罪被害者等支援の意義について理解を深めさせることを基本として行うものとする。

3 県は、支援従事者が犯罪被害者等支援に従事することにより犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援従事者に対する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十三条 県は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適正な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談、情報の提供等)

第十四条 県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に関し専門的な知識又は技能を有する者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第十五条 県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を安心して営むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は再被害及び二次的被害を防止するため、県営住宅（千葉県県営住宅設置管理条例（昭和三十五年千葉県条例第三十九号）第一条に規定する県営住宅をいう。）への入居に係る配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図り、及び二次的被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深めるための啓発、犯罪被害者等の就労に関する支援及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十八条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償請求に関する支援)

第十九条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の状況を踏まえ、犯罪被害者等が行う損害賠償の請求に関し、情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第二十条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の促進)

第二十一条 県は、犯罪被害者等の置かれている状況、その生活の平穏に対する配慮の重要性、犯罪被害者等支援の必要性等について県民の理解を深めるとともに、二次的被害を防止し、及び犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないように、広報及び啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第二十二条 県は、毎年度、支援推進計画に基づく施策その他犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況について公表するものとする。

(財政上の措置)

第二十三条 県は、犯罪被害者等支援を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(見直し)

第二十四条 知事は、この条例の施行後においても、犯罪被害者等支援の推進の状況等を勘案し、この条例の規定について随時検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例（平成十六年千葉県条例第四号）第二十七条第二項の規定により定められた被害者等に対する支援に関する指針は、第八条第一項の規定により定められた支援推進計画とみなす。

(千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例の一部改正)

3 千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例の一部を次のように改正する。第二十七条を次のように改める。

(犯罪被害者等に対する支援)

第二十七条 県は、国、市町村、犯罪被害者等支援（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により被害を受けた者並びにその家族又は遺族が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。以下同じ。）を行うことを主たる目的とする民間の団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と相互に連携して、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。第二十八条第一項中「、第二十三条第一項及び前条第二項」を「及び第二十三条第一項」に改める。

●条例条文

○新潟県犯罪被害者等支援条例

目次

第1章 総則（第1条－第12条）

第2章 基本的施策（第13条－第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再構築を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、他者の無理解又は配慮に欠ける言動、他者による偏見、差別、プライバシーの侵害又はインターネットを通じて行われる 誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失その他の被害をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び犯罪等により受けた被害をいう。
- (5) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が受けた被害（二次的被害及び再被害を含む。以下同じ。）の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再構築を図り、二次的被害及び再被害を防止し、並びに犯罪被害者等への県民及び事業者の理解を深める取組をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）第 23 条第 1 項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、犯罪被害者等に係る個人情報取扱いに留意し、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを計画的に実施する責務を有する。

2 県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するもの（以下「関係機関等」という。）との連絡調整を緊密に行うものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等の雇用及び勤務に十分配慮するよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第8条 県は、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供及び助言その他の協力を行うものとする。

(犯罪被害者等支援に関する計画)

第9条 県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針

(2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項

3 県は、計画を定め、又は変更するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、提出された意見及びその反映状況等を公表するものとする。

4 県は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第8条第1項に規定する犯罪被害者等基本計画が変更されたときその他必要が生じたときは、計画の見直しを行う。

5 県は、計画に基づく施策の実施状況を定期的に公表するものとする。

（支援体制の整備）

第10条 県は、犯罪被害者等が、関係機関等のうちいずれのものに支援を求めた場合においても、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、連携の強化、情報の共有等のために必要な体制の整備に努めるものとする。

2 県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案の犯罪被害者等に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、関係機関等と協力し、当該事案に対応するための体制を整え、緊急に必要な支援を実施するものとする。

（財政上の措置）

第11条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（意見の反映）

第12条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策に犯罪被害者等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

第2章 基本的施策

（相談及び情報の提供等）

第13条 県は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、専門的知識又は技能を有するものの紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

（心身に受けた影響からの回復）

第14条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日常生活の支援及び配慮）

第15条 県は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等の状況に応じた生活支援及び精神的負担への配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

（安全の確保）

第 16 条 県は、二次的被害及び再被害を防止し、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第 17 条 県は、犯罪等、二次的被害又は再被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、新潟県営住宅条例（昭和 35 年新潟県条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する県営住宅への入居における特別の配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第 18 条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての事業者への啓発活動、犯罪被害者等の就労に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第 19 条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、関係機関等と連携し、必要な経済的支援等を行うよう努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の理解の増進)

第 20 条 県は、関係機関等と連携し、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じ、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民及び事業者の理解を深めるとともに、二次的被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第 21 条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第 22 条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(被害者支援を考える月間)

第 23 条 県は、県民及び事業者の犯罪被害者等への関心及び理解を深めるため、被害者支援を考える月間を設ける。

2 被害者支援を考える月間は、11 月 1 日から同月 30 日までとする。

(表彰)

第 24 条 知事は、犯罪被害者等支援について特に顕著な功績があったと認められるもので他の模範になると認められるものを表彰することができる。

附 則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

● 条例条文

○ 石川県犯罪被害者等支援条例

目次

第一章 総則（第一条－第七条）

第二章 支援体制の整備（第八条－第十条）

第三章 基本的施策（第十一条－第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等を社会全体で支え、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- 四 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷その他これに類する行為により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- 五 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項に規定する団体をいう。以下同じ。）その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等支援は、被害（二次被害を含む。次項において同じ。）の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の関係する者が相互に連携を図りながら協力して行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町が犯罪被害者等支援を推進することができるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(民間支援団体の責務)

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 支援体制の整備

(連携協力)

第八条 県は、犯罪被害者等支援に関し、国、市町、民間支援団体その他の関係する者と相互に連携を図りながら協力するための体制を整備するものとする。

(犯罪被害者等支援に関する計画)

第九条 知事は、犯罪被害者等支援の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下この条において「計画」という。）を定めるものとする。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 犯罪被害者等支援に関する基本方針

二 犯罪被害者等支援に関する施策

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 知事は、計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第十条 県は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十二条 県は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第十三条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十四条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第十五条 県、事業者、市町、民間支援団体その他の関係する者は、犯罪被害者等又はその関係者から提供を受けた個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(居住の安定)

第十六条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（石川県県営住宅条例（昭和三十四年石川県条例第四十五号）第二条第一号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第十八条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害

の防止の重要性等について県民の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の規定により、県民の間に広く犯罪被害者等支援に関する関心と理解を深めるため、犯罪被害を考える週間を設ける。

3 前項の犯罪被害を考える週間は、十一月二十五日から十二月一日までとする。

(人材の養成)

第十九条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等犯罪被害者等支援を担う人材を養成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第二十条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

● 条例条文

○ 福井県犯罪被害者等支援条例

目次

第一章 総則（第一条第七条）

第二章 基本的施策（第八条第二十二條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、ならびに 県、県民、事業者および民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復または軽減および犯罪被害者等の生活の再建を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪およびこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者およびその家族または遺族をいう。
- 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、または軽減し、安全で安心して暮らすことができるよう支援するための取組をいう。
- 四 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- 五 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による理解または配慮に欠けた言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調その他の被害をいう。
- 六 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項に規定する団体をいう。）その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 犯罪被害者等支援は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- 一 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- 二 犯罪被害者等が受けた被害の状況および原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害および二次被害が生じることのないよう十分配慮されること。
- 三 犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れるこ

となく提供されること。

四 国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携および協力の下で行われること。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念 以下「基本理念」という。にのっとり、国、市町、県民、事業者および民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 県は、市町が犯罪被害者等支援に関する施策を実施するために必要な情報の提供および助言その他の支援を行うものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する 施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する犯罪被害者等の就労に関し必要な配慮を行うよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識および経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(支援計画)

第八条 県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「支援計画」という。を定めるものとする。

2 支援計画には、犯罪被害者等支援に関する具体的施策その他必要な事項を定めるものとする。

3 県は、支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、支援計画を定め、または変更したときは、これを公表するものとする。

(相談および情報の提供等)

第九条 県は、犯罪被害者等が早期に日常生活または社会生活を円滑に営むことができる

ようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供および助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービスおよび福祉サービスの提供)

第十一条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復し、安心して日常生活を営むことができるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十二条 県は、犯罪被害者等が再被害および二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導および助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十三条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、ならびに再被害および二次被害を防止するため、県営住宅(福井県営住宅条例(平成九年福井県条例第三号)第二条第一項第一号に規定する県営住宅をいう。)への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定等)

第十四条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備および改善等の犯罪被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保護または捜査の過程における配慮等)

第十五条 県は、犯罪被害者等の保護または犯罪被害者等が受けた被害に係る刑事事件の捜査の過程において、名誉、生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分に配慮し、犯罪被害者等の負担を軽減することができるよう、専門的知識または技能を有する職員の配置、必要な施設の整備 その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第十六条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性および二次被害の防止の重要性等について県民の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第十七条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供および助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成)

第十八条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等の犯罪被害者等支援を担う人材（以下「支援従事者」という。）を養成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第十九条 県は、支援従事者に対し、犯罪被害者等およびその関係者の個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

(総合的な支援体制の整備)

第二十条 県は、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、および相互に協力して犯罪被害者等支援に関する施策を推進するための総合的な支援体制を整備するものとする。

2 県は、前項の支援体制を整備するに当たっては、犯罪被害者等が国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者のいずれに支援を求めた場合においても、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第二十二条 県は、毎年度、犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況を公表するものとする。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

● 条例条文

○ 岐阜県犯罪被害者等支援条例

目次

第一章 総則（第一条―第十一条）

第二章 基本的な施策（第十二条―第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全に安心して暮らすことができるようにするための支援をいう。
- 四 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- 五 再被害 犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいう。
- 六 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として、行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものとの適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、市町村が総合的かつ計画的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(市町村との連携協力)

第五条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策の実施に当たっては、市町村と相互に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等である従業員に対し必要な支援を行い、及び県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(民間支援団体の責務)

第八条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等支援計画)

第九条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「犯罪被害者等支援計画」という。）を定めるものとする。

2 犯罪被害者等支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 犯罪被害者等支援に関する基本方針

二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、犯罪被害者等支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を聴くものとする。

4 県は、犯罪被害者等支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等支援計画の変更について準用する。

(総合的な支援体制の整備)

第十条 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものと相互に連携し、及び協力して、総合的な犯罪被害者等支援の体制を整備するものとする。

(広域的な犯罪被害者等支援が必要な事案への対応)

第十一条 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合において、当該事案の犯罪被害者等に対し、市町村の区域を超えた広域的な犯罪被害者等支援を行う必要があると認めるときは、市町村、民間支援団体その他関係団体と連携し、及び協力して、当該事案に対応するための態勢を整備し、必要な犯罪被害者等支援を行うものとする。

第二章 基本的な施策

(相談及び情報の提供等)

第十二条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している法律問題その他の問題に係る相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第十三条 県は、犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるようにするため、民間支援団体等と連携し、及び協力し、病院等への付添いその他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第十四条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 県は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに再被害及び二次的被害を防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図り、及び二次的被害を防止するため、事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十八条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第十九条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次的被害が生ずることのないよう配慮することの重要性について県民の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育の実施等)

第二十条 県は、学校の設置者と連携し、児童、生徒等が犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次的被害が生ずることのないよう配慮することの重要性について理解を深めるための教育の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第二十一条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第二十二条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等の犯罪被害者等支援を担う者（以下「支援従事者」という。）を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供)

第二十三条 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第二十四条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉、生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員等の配置、必要な施設の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第二十五条 県は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及

びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。支援従事者が個人情報を取り扱う場合も、同様とする。

(財政上の措置)

第二十六条 県は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例の一部改正)

2 岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成二十年岐阜県条例第 十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 犯罪被害者等への支援等（第二十三条）」を削る。

第四章を削る。

● 条例条文

○ 山口県犯罪被害者等 支援条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 8 条）

第 2 章 犯罪被害者等支援に関する基本的施策（第 9 条－第 20 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務並びに民間犯罪被害者等支援団体の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この条例において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この条例において「犯罪被害者等支援」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。

4 この条例において「二次的被害」とは、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に対する配慮に欠ける言動、誹謗中傷、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

5 この条例において「民間犯罪被害者等支援団体」とは、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）第 23 条第 1 項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを旨として、推進されなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪等による直接的な被害又は二次的被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、県、市町、民間犯罪被害者等支援団体その他の関係者相互間の連

携を図りながら推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する犯罪被害者等支援についての基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市町との連携)

第5条 県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援についての理解を深め、二次的被害が生じないように配慮するよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援についての理解を深め、犯罪被害者等の労働環境の整備その他の必要な措置を講ずるとともに、その事業活動を行うに当たって、二次的被害が生じないように配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間犯罪被害者等支援団体の役割)

第8条 民間犯罪被害者等支援団体は、その専門的な知識及び経験を活用して犯罪被害者等支援を行うよう努めることによって、犯罪被害者等支援の推進に積極的な役割を果たすものとする。

2 民間犯罪被害者等支援団体は、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 犯罪被害者等支援に関する基本的施策

(推進計画)

第9条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 推進計画は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(相談及び情報の提供等)

第10条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第11条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第12条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第13条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第14条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、住居に関する情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第15条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次的被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援についての啓発活動等必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪被害理解促進期間)

第16条 県民の間に広く犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援についての理解を深めるとともに、二次的被害の防止に関する意識を高めるため、犯罪被害理解促進期間を設ける。

2 犯罪被害理解促進期間は、毎年11月25日から同年12月1日までとする。

3 県は、犯罪被害理解促進期間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(民間犯罪被害者等支援団体に対する支援)

第17条 県は、民間犯罪被害者等支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第18条 県は、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するため、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第19条 県は、市町及び民間犯罪被害者等支援団体等と連携しつつ、犯罪被害者等支援に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

● 条例条文

○ 徳島県犯罪被害者等支援条例

目次

第一章 総則（第一条―第十条）

第二章 基本的施策（第十一条―第二十条）

第三章 徳島県犯罪被害者等支援審議会（第二十一条―第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 再被害犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- 四 二次被害犯罪等による直接的な被害を受けた後に、当該被害に係る配慮に欠ける他人の言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- 五 犯罪被害者等支援犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるよう支援するための取組をいう。
- 六 民間支援団体犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、被害を受けた直後から必要な支援を途切れることなく受けることができるように行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者がそれぞれに担う役割を互いに理解し、相互に連携して推進されるよう行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、犯罪被害者等支援のために必要な事項について情報を共有する等関係する他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次被害が生ずることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(総合的な支援体制の整備)

第八条 県は、犯罪被害者等支援に関し、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係る者と相互に連携を図りながら、協力して犯罪被害者等支援を推進するための総合的な支援体制を整備するものとする。

(推進計画)

第九条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 犯罪被害者等支援に関する基本方針
- 二 犯罪被害者等支援のための具体的な施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策の推進のために必要な

事項

- 3 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、徳島県犯罪被害者等支援審議会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第十条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章基本的施策

(相談、情報の提供等)

第十一条 県は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十二条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十三条 県は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復するとともに、円滑に安心して日常生活を営むことができるようにするため、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十四条 県は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十五条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに再被害及び二次被害を防止するため、県営住宅（徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）第二条第一号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十六条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図り、及び二次被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深める啓発を行う等必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進等)

第十七条 県は、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民の理解を深め、かつ、再被害及び二次被害を防止するため、情報の提供、教育の充実等必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、かつ、再被害及び二次被害を防止するための教育の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十八条 県は、犯罪被害者等支援に係る人材の育成及び資質の向上を図るため、犯罪被害者等支援の必要性、再被害及び二次被害の防止の重要性等についての研修の実施等必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体の活動の促進)

第十九条 県は、民間支援団体の活動の促進に資するため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言等必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第二十条 県、事業者、民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者は、犯罪被害者等又はその関係者から提供を受けた個人情報を適切に取り扱わなければならない。

第三章徳島県犯罪被害者等支援審議会

(設置)

第二十一条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項のほか、知事の諮問に応じ、犯罪被害者等支援に関する重要事項の調査審議を行わせるため、徳島県犯罪被害者等支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の重要事項に関し必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第二十二条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 犯罪被害者等支援に関する事業に従事する者
- 二 学識経験のある者
- 三 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第二十三条 審議会に、会長及び副会長各一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議)

第二十四条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第二十五条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第三章及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 知事は、第九条第一項の規定により推進計画を定めようとするときは、この条例の施行の日前においても、同条第三項の規定の例により、審議会の意見を聴くことができる。

● 条例条文

○ 香川県犯罪被害者等支援条例

目次

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 基本的施策（第11条—第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者、市町及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図り、もって犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、当該被害に係る配慮に欠ける他人の言動により生ずる精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の当該犯罪被害者等が受ける被害をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項の団体をいう。）その他犯罪被害者等支援を主たる目的として適切に行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の特性及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、市町が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町の責務)

第7条 市町は、基本理念にのっとり、地域の状況に応じた犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援に関する指針)

第9条 県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針

(2) 犯罪被害者等支援に関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項

3 県は、指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(個人情報の適切な管理)

第10条 県及び市町その他犯罪被害者等支援に従事する者は、犯罪被害者等支援における個人情報の保護の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

第2章 基本的施策

(相談、情報の提供等)

第11条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第12条 県は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他の心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第13条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、施設への入所による保護、一時保護、防犯に係る助言及び補助、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第14条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）第2条第1号に規定する県営住宅への入居における特別の配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第15条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるための必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第16条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第17条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害が生じることのないよう配慮することの重要性について県民の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第18条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第19条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

● 条例条文

○ 熊本県犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって県民が安心して暮らすことができる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 二次被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見、無理解等による言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穏の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(第6条から第8条までにおいて「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策の実施に当たっては、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関及び団体との連携を図るものとする。

(市町村への協力)

第5条 県は、犯罪被害者等支援において市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が犯

罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、事業活動に伴う二次被害の防止及び従業員である犯罪被害者等の就労について十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(民間支援団体の役割)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援に関する指針)

第9条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する指針（以下この条及び附則第2項において「支援指針」という。）を定めるものとする。

2 支援指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針
- (2) 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策
- (3) その他犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 知事は、支援指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前項の規定は、支援指針の変更について準用する。

(相談及び情報の提供)

第10条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求に関する情報の提供)

第11条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、損害賠償の請求に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第12条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な

助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第13条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第14条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第15条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（熊本県営住宅条例（昭和35年熊本県条例第11号）第2条第1号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第16条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深めるための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供)

第17条 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保護又は捜査の過程における配慮)

第18条 県は、犯罪被害者等の保護又はその被害に係る刑事事件の捜査の過程において、名誉、生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(未成年者への配慮)

第19条 県は、犯罪被害者等が未成年者であるときは、その心情に十分な配慮がなされ、当該犯罪被害者等の負担が軽減されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第20条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民の理解を深め、並びに二次被害の防止を図るため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第21条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体による活動の促進)

第22条 県は、民間支援団体の活動を促進するため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪被害者等支援の推進体制等)

第23条 県は、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関及び団体と連携し、相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、県内において犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他重大な事案が発生した場合において、当該事案の犯罪被害者等に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関及び団体と協力して、必要な緊急の支援を実施するものとする。

(財政上の措置)

第24条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に県が定めている犯罪被害者等支援に関する指針であつて第9条第2項各号に掲げる事項を定めたものは、同条第1項の規定により定められた支援指針とみなす。

● 条例条文

○ 東京都犯罪被害者等支援条例

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的な施策（第十一条—第二十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに東京都（以下「都」という。）、都民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、世界に開かれた国際都市として誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）及びその家族又は遺族をいう。
- 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- 四 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による偏見に基づいた、又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- 五 再被害 犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいう。
- 六 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項の団体をいう。）その他犯罪被害者等支援を主たる目的として適切に行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者が受けた被害の特性及び原因、二次的被害の有無等の

犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次的被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、国、都、区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（都の責務）

第四条 都は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、区市町村、民間支援団体 その他の犯罪被害者等支援に関係する者 との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 都は、区市町村が犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することができるよう、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うものとする。

（都民の役割）

第五条 都民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、都が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等である従業員に対して必要な支援を行い、及び都が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（民間支援団体の役割）

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、都が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（支援計画）

第八条 都は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「支援計画」という。）を定めるものとする。

2 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 犯罪被害者等支援に関する施策の基本的な考え方
- 二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要

な事項

3 知事は、支援計画を定めようとするときは、あらかじめ都民等の意見を聴くものとする。

4 知事は、支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、支援計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

（総合的な支援体制の整備）

第九条 都は、国、区市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、及び相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための総合的な支援体制を整備するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第十条 都は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的な施策

（相談、情報の提供等）

第十一条 都は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

（心身に受けた影響からの回復）

第十二条 都は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（安全の確保）

第十三条 都は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、施設への入所による保護、一時保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定等）

第十四条 都は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに再被害及び二次的被害を防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（雇用の安定等）

第十五条 都は、犯罪被害者等の雇用の安定を図り、並びに二次的被害を防止するため、事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深める啓発を行う等必要な施策を講ずるものとする。

（経済的負担の軽減）

第十六条 都は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(緊急支援の実施)

第十七条 都は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が都の区域内（以下「都内」という。）で発生した場合において、当該事案による犯罪被害者等に対し支援を行う必要があると認めるときは、民間支援団体その他関係機関と協力して、当該事案に対応するための支援の体制を整え、必要な緊急支援を実施するものとする。

(都内に住所を有しない者への支援)

第十八条 都は、都内に住所を有しない者が都内で発生した犯罪等により被害を受けた場合には、民間支援団体その他関係機関と連携し、当該犯罪等による犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な施策を講ずるものとする。

(都民の理解の増進)

第十九条 都は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次的被害が生じることのないよう配慮することの重要性について都民の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第二十条 都は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第二十一条 都は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援を担う人材（以下「支援従事者」という。）を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第二十二条 都は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

- 2 都は、支援従事者に対し、前項の規定に準じて犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

附則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する支援計画は、第八条第一項の規定により定められたものとみなす。

● 条例条文

○ 高知県犯罪被害者等支援条例

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者、市町村及び民間支援団体の責務及び役割等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解による心ない言動、インターネット等を通じて行われる誹(ひ)謗(ぼう)中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和 55 年法律第 36 号)第 23 条第 1 項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等の支援をすることを主たる目的とする民間の団体をいう。
- (5) 犯罪被害者等の支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与することができるようにするための支援をいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- (2) 犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の状況に応じて適切に対応するとともに、二次被害が生ずることのないよう十分配慮すること。
- (3) 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者等が被害を受けた直後から必要な支援が途切れることなく提供されること。
- (4) 国、県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に係るものによる

相互の連携及び協力の下、犯罪被害者等を支えることにより誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の形成を促進すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国、県民、事業者、市町村及び民間支援団体との役割分担を踏まえ、相互に有機的に機能することができるよう主体的に働き掛けて、その調整を行い、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、地域の実情に応じた犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、犯罪被害者等の支援において市町村が果たす役割に鑑み、市町村が犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、その雇用する犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り、及びその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、就労に関し必要な配慮を行うよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第7条 市町村は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

2 市町村は、国、県及び民間支援団体等との役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮し、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の支援を行うに当たっ

ては、専門的知識及び経験を活用し、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、県及び市町村が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(個人情報の適正な管理)

第9条 県、事業者、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に係るものは、犯罪被害者等又はその関係者から提供を受けた個人情報を適正に取り扱わなければならない。

第2章 基本的施策

(相談窓口の設置、情報の提供等)

第10条 県は、犯罪被害者等の支援のための相談窓口を設置して、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じるとともに、必要な助言、情報の提供、関係機関等への働き掛け、支援の調整等を行い、犯罪被害者等の援助に理解のある専門職を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第11条 県は、犯罪等又は二次被害に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第12条 県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に安心して日常生活を営むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第13条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス、福祉サービス、学校における支援等が提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第14条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適正な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第15条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅(高知県営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年高知県条例第3号)第2条第1号に規定する県営住宅をいう。)への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定等)

第16条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるための必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第 17 条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性、犯罪被害者等の支援の必要性等について県民の理解を深め、二次被害の防止等を図るための広報及び啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第 18 条 県は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等からの相談の業務、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援に従事する人材を養成するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第 19 条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 3 章 推進の体制等

(連携体制の整備)

第 20 条 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に係るものと連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする。

(支援に関する指針)

第 21 条 県は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する指針(以下「指針」という。)を定めるものとする。

2 指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等の支援に関する基本方針

(2) 犯罪被害者等の支援に関する具体的施策

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な事項

3 県は、指針を定めるに当たっては、あらかじめ、次条に規定する高知県犯罪被害者等支援推進会議の意見を聴くとともに、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、指針の変更について準用する。

6 県は、指針に基づく施策の実施状況について、適宜公表するものとする。

(高知県犯罪被害者等支援推進会議)

第 22 条 犯罪被害者等の支援に関する施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査審議させるため、高知県犯罪被害者等支援推進会議(以下この条において「推進会議」という。)を置く。

2 県は、指針に基づく施策の実施状況等を推進会議において検証し、必要な措置を講ずるものとする。

3 推進会議は、犯罪被害者等の支援に関する事項に関し、知事に意見を述べることがで

きる。

- 4 推進会議は、委員 12 人以内で組織する。
- 5 委員は、学識経験者、民間支援団体又は関係団体の職員等のうちから知事が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 推進会議に会長を置き、委員の互選によって定める。
- 10 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 11 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。
- 12 推進会議の庶務は、高知県文化生活スポーツ部において処理する。
- 13 前各項に規定するもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

(財政上の措置)

第 23 条 県は、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

● 条例条文

○ 青森県犯罪被害者等支援条例

目次

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 犯罪被害者等支援に関する基本的施策（第十条—第二十一条）

第三章 犯罪被害者等支援に関する施策の推進（第二十二条—第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安心して暮らすことができる社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪被害者等犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。次号において同じ。）により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 二 二次被害犯罪等による直接的な被害を受けた後に、当該被害に係る配慮に欠ける他人の言動により生ずる精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の当該犯罪被害者等が受ける被害をいう。
- 三 犯罪被害者等支援犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるよう支援するための取組をいう。
- 四 民間支援団体犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるように行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係る者が相互に連携し、及び協力して行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める犯罪被害者等支援についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係る者との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施するものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次被害が生ずることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(民間支援団体の責務)

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援を行うよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(総合的な支援のための体制)

第八条 県は、犯罪被害者等支援に関し、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係る者と相互に連携を図りながら協力するための体制を整備するものとする。

2 県は、犯罪被害者等支援に関し、犯罪被害者等支援のために必要な事項について情報を共有する等関係する地方公共団体との連携に努めるものとする。

(推進計画)

第九条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 犯罪被害者等支援に関する施策の方向

二 その他犯罪被害者等支援に関する施策の推進のために必要な事項

3 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

4 知事は、毎年度、推進計画の実施状況を公表しなければならない。

第二章犯罪被害者等支援に関する基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十条 県は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求に関する情報の提供等)

第十一条 県は、犯罪被害者等が受けた被害に係る損害賠償の請求に資するため、損害賠償の請求に関する情報の提供及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的な助成に関する情報の提供等)

第十二条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減に資するため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十三条 県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十四条 県は、犯罪被害者等が更なる被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十五条 県は、その受けた被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、青森県県営住宅条例（昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号）第二条第一号に規定する県営住宅への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十六条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者に対する啓発を行う等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供)

第十七条 県は、犯罪被害者等が受けた被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保護又は捜査の過程における配慮等)

第十八条 県は、犯罪被害者等の保護又は犯罪被害者等が受けた被害に係る刑事事件の捜査の過程において、名誉、生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなさ

れ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員等の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の理解の増進等)

第十九条 県は、県民及び事業者の犯罪被害者等支援についての理解を深め、及び二次被害を防止するため、広報活動及び教育の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第二十条 県は、犯罪被害者等支援に係る人材の育成及び資質の向上を図るため、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等についての研修の実施等必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体の活動の促進)

第二十一条 県は、民間支援団体の活動の促進に資するため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に従事する者に対する心理に関する支援等必要な施策を講ずるものとする。

第三章犯罪被害者等支援に関する施策の推進

(市町村への支援)

第二十二条 県は、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を実施する場合には、必要な情報の提供及び助言その他の支援措置を講ずるものとする。

(意見の反映)

第二十三条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策に犯罪被害者等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第二十四条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

● 条例条文

○ 長崎県犯罪被害者等支援条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 12 条）

第 2 章 基本的施策（第 13 条－第 22 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、市町、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、県が実施する犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を県民が共有し、犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、共に支え合い、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減して、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 事業者県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 二次被害犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (6) 民間支援団体犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）第 23 条第 1 項に規定する団体をいう。）その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 犯罪被害者等支援は、全ての犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなけ

ればならない。

- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労に十分配慮するよう努めるものとする。

(市町の責務等)

第7条 市町は、基本理念にのっとり、地域の状況に応じた犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 県は、市町が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

(民間支援団体の責務)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識又は経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(総合的支援体制の整備)

第9条 県は、犯罪被害者等支援を総合的に実施するための窓口を設置し、犯罪被害者等支援に関係する部局等が連携し、相互に協力して適切な支援を実施するものとする。

- 2 県は、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものと連携し、相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

3 県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案の犯罪被害者等に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する機関及び団体と協力して、当該事案に対応するための支援の態勢を整え、必要な緊急の支援を実施するものとする。

(犯罪被害者等の支援に関する計画)

第10条 県は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下この条において「支援計画」という。）を定めるものとする。

2 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針

(2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項

3 県は、支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、支援計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第11条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第12条 県は、毎年度、犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第2章基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第13条 県は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第14条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第15条 県は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第16条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全

を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第 17 条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（長崎県営住宅条例（平成 9 年長崎県条例第 31 号）第 2 条第 5 号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定等)

第 18 条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備改善その他の犯罪被害者等支援を推進できるよう、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第 19 条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性等について県民の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育と支援)

第 20 条 県は、学校において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性等について理解を深めることに資する教育が行われるよう、講師の派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、犯罪被害者等が児童又は生徒であるときは、当該犯罪被害者等の状況に応じた十分な配慮を行うよう努めるものとする。

(人材の育成)

第 21 条 県は、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援の充実を図るため、県及び市町の職員、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な施策を講じ、犯罪被害者等支援を担う人材の育成に努めるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第 22 条 県は、民間支援団体その他の関係する者が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

● 条例条文

○ 三重県犯罪被害者等支援条例

目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 推進体制の整備（第八条―第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条―第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等に対する支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- 四 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害をいう。
- 五 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられるとともにその尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他犯罪被害者等の事情に応じて適切に推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に当たっては、国、市町等関係機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者と相互に連携を図るものとする。

（県民の責務）

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労の支援及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

（民間支援団体の責務）

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する知識及び経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 推進体制の整備

（総合的な支援体制の整備）

第八条 県は、国、市町等関係機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、必要な犯罪被害者等支援施策を推進するための総合的な支援体制の整備に努めるものとする。この場合において、県は、再被害及び二次被害の防止並びに犯罪被害者等が受けた被害の潜在化の防止について留意するものとする。

2 県は、前項の総合的な支援体制の整備に当たっては、それぞれの犯罪等による被害の状況を踏まえ、犯罪被害者等が犯罪被害者等支援に関係する行政機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者のいずれに支援を求めた場合であっても、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（推進計画）

第九条 県は、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 犯罪被害者等支援に関する基本方針

二 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援施策を推進するために必要な事項

- 3 県は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。
- 6 県は、推進計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

(支援従事者の育成)

第十条 県は、犯罪被害者等が必要な支援を受けることができるよう、県及び市町の職員その他犯罪被害者等支援に従事する者（以下「支援従事者」という。）に対し、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、支援従事者に対し、自らの配慮に欠けた言動により、犯罪被害者等に対し二次被害を与えることがないように、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援従事者に対する支援)

第十一条 県は、支援従事者が犯罪被害者等支援を行う過程において犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援従事者に対する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第十二条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市町に対する支援等)

第十三条 県は、市町が相談体制の充実その他の犯罪被害者等支援施策を実施するに当たっては、情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

- 2 市町は、地域の状況に応じ、犯罪被害者等支援において、県と相互に連携し、協力するものとする。

(財政上の措置)

第十四条 県は、犯罪被害者等支援施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(相談及び情報の提供)

第十五条 県は、犯罪被害者等が早期に日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、専門的知識又は技能を有する者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十六条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第十七条 県は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他の心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（損害賠償請求に関する支援）

第十八条 県は、犯罪被害者等の状況を踏まえ、犯罪被害者等が行う損害賠償請求に関し、情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（安全の確保）

第十九条 県は、再被害及び二次被害を防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定）

第二十条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は再被害及び二次被害を防止するため、県営住宅への優先的な入居その他の必要な施策を講ずるものとする。

（雇用の安定）

第二十一条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等の就労に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備及び改善並びに二次被害の防止に向けた取組その他犯罪被害者等支援を促進できるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（県民の理解の促進）

第二十二条 県は、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう、犯罪被害を考える週間を設け、啓発を図るとともに情報の提供、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 犯罪被害を考える週間は、十一月二十五日から十二月一日までとする。

（学校における教育の促進）

第二十三条 県は、学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防止するための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。

（個人情報の適切な管理）

第二十四条 県は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及び関係者の個人情報を適切

に管理しなければならない。支援従事者が個人情報を取り扱う場合も同様とする。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

● 条例条文

○ 大阪府犯罪被害者等支援条例

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 基本的な施策（第九条―第十八条）

第三章 推進の体制等（第十九条―第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに府、府民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- 四 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗(ひぼう)中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- 五 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項に規定する団体をいう。以下同じ。）その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が

途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

- 4 犯罪被害者等支援は、国、府、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係るものによる相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。

(府の責務)

第四条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 府は、市町村が総合的かつ計画的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(府民の責務)

第五条 府民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、府が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、府が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(民間支援団体の責務)

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、府が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等支援に関する指針)

第八条 府は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する指針（以下この条において「指針」という。）を定めるものとする。

- 2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 犯罪被害者等支援に関する基本方針

二 犯罪被害者等支援に関する施策

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項

- 3 府は、指針を定めるに当たっては、あらかじめ、犯罪被害者等や府民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 府は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

- 5 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

- 6 府は、犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画が変更されたときその他必要が生じたときは、指針の見直しを行う。

- 7 府は、指針に基づく施策の実施状況について、毎年度、公表するものとする。

第二章 基本的な施策

(相談及び情報の提供等)

第九条 府は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している法律問題その他の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第十条 府は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十一条 府は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報その他の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十二条 府は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、大阪府営住宅条例（昭和二十六年大阪府条例第四十五号）第二条第四号に規定する府営住宅への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十三条 府は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深めるため、事業者に対する啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十四条 府は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(府民の理解の増進)

第十五条 府は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について府民の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第十六条 府は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成)

第十七条 府は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等の犯罪被害者等支援を担う人材を養成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

のとする。

(調査及び情報の収集)

第十八条 府は、犯罪被害者等の意見の把握に努める等、犯罪被害者等支援に関する施策の充実に向けて調査及び情報の収集を行うものとする。

第三章 推進の体制等

(被害者支援調整会議)

第十九条 府は、犯罪被害者等早期援助団体及び関係市町村とともに総合的な犯罪被害者等支援を一体となって実施するため、被害者支援調整会議を設置する。

2 被害者支援調整会議は、民間支援団体その他の関係機関と緊密に連携し、犯罪被害者等が、当該関係機関のいずれに支援を求めた場合においても同様に必要とする支援が受けられるよう努めるものとする。

(個人情報の収集及び適切な管理)

第二十条 府の実施機関(大阪府個人情報保護条例(平成八年大阪府条例第二号)第二条第五号に規定する実施機関をいう。)は、犯罪被害者等支援を行うに当たり必要な範囲内において、他の実施機関及び犯罪被害者等、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものから、犯罪等により被害を受けた事実その他の要配慮個人情報(同条第二号に規定する要配慮個人情報をいう。)を含む個人情報(同条第一号に規定する個人情報をいう。)を収集することができる。

2 府は、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものとの連携協力のため、犯罪被害者等に係る個人情報を提供するときは、その職員、構成員等に対し、当該情報を府の職員に準じて適切に取り扱うよう求めるものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 府は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針は、第八条第一項の規定により定められた犯罪被害者等支援に関する指針とみなす。

● 条例条文

○ 和歌山県犯罪被害者等支援条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 犯罪被害者等の支援に関する基本的施策（第 10 条—第 22 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び犯罪被害者等支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）犯罪等犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- （2）犯罪被害者等犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、県内に住所を有する者をいう。
- （3）二次的被害犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関等による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。
- （4）犯罪被害者等の支援犯罪被害者等が、その受けた被害等を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- （5）犯罪被害者等支援団体犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援は、被害（二次的被害を含む。）の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく受けることができるよう、行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、国、県、市町村、犯罪被害者等支援団体その他の関係する者が相互に連携を図りながら協力して行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（県民の責務）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深めるほか、県が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深めるほか、県が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

（犯罪被害者等支援団体の責務）

第7条 犯罪被害者等支援団体は、基本理念にのっとり、県が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するとともに、犯罪被害者等の支援に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに人材の養成及び資質の向上を図るよう努めなければならない。

（犯罪被害者等支援基本計画）

第8条 知事は、犯罪被害者等の支援のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等の支援のための基本的な計画（以下この条において「犯罪被害者等支援基本計画」という。）を定める。

2 犯罪被害者等支援基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）犯罪被害者等の支援のための基本方針

（2）犯罪被害者等の支援のための具体的な施策

（3）前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援のための施策を推進するために必要な事項

3 知事は、犯罪被害者等支援基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（財政上の措置等）

第9条 県は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 犯罪被害者等の支援に関する基本的施策

（相談及び情報の提供等）

第10条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、弁護士の助言を受ける機会を確保し、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第 11 条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、弁護士の助言を受ける機会の確保等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生活資金の貸付け等)

第 12 条 県は、犯罪被害者等が受けた被害（二次的被害を含む。）により日常生活に支障を来すことがないように、経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する生活資金の貸付け等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第 13 条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等又は二次的被害により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供される体制の確保等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(安全の確保)

第 14 条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害（二次的被害を含む。）を受けることを防止し、安心して日常生活を営むことができるようにするため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(居住の安定)

第 15 条 県は、犯罪等又は二次的被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（和歌山県営住宅条例（平成 9 年和歌山県条例第 42 号）第 2 条第 1 号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(雇用の安定)

第 16 条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための情報の提供等)

第 17 条 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続に関する情報の提供等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第 18 条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害（二次的被害を含む。）に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有す

る職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(県民の理解の増進)

第 19 条 県は、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について県民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第 20 条 県は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等又は二次的被害により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに県の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援団体に対する援助)

第 21 条 県は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供、人材の育成支援等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第 22 条 県は、犯罪被害者等の支援のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保する等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。